

精神保健福祉士養成課程のカリキュラム（案）

1. 医学概論	1
2. 心理学と心理的支援	3
3. 社会学と社会システム	5
4. 社会福祉の原理と政策	8
5. 地域福祉と包括的支援体制	11
6. 社会保障	16
7. 障害者福祉	18
8. 権利擁護を支える法制度	22
9. 刑事司法と福祉	26
10. 社会福祉調査の基礎	29
11. 精神医学と精神医療	32
12. 現代の精神保健の課題と支援	36
13. ソーシャルワークの基盤と専門職	40
14. 精神保健福祉の原理	42
15. ソーシャルワークの理論と方法	46
16. ソーシャルワークの理論と方法（専門）	49
17. 精神障害リハビリテーション論	55
18. 精神保健福祉制度論	58
19. ソーシャルワーク演習	61
20. ソーシャルワーク演習（専門）	63
21. ソーシャルワーク実習指導	66
22. ソーシャルワーク実習	68

令和元年 6月28日

社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課

1 医学概論（30）

ねらい（目標）
①人のライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する。
②健康・疾病の捉え方について理解する。
③人の身体構造と心身機能について理解する。
④疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する。
⑤公衆衛生の観点から、人々の健康に影響を及ぼす要因や健康課題を解決するための対策を理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①ライフステージにおける心身の変化と健康課題	1 ライフステージにおける心身の変化と健康課題	
	2 心身の加齢・老化	
	3 ライフステージ別の健康課題	・乳幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期、前期高齢期、後期高齢期
②健康及び疾病の捉え方	1 健康の概念	・WHO憲章
	2 疾病の概念	・疾患、疾病、病気の違い
	3 国際生活機能分類（ICF）	・国際生活機能分類（ICF）の概要（コーディング、活用事例を含む）
③身体構造と心身機能	1 人体部位の名称	
	2 基幹系と臓器の役割	
④疾病と障害の成り立ち及び回復過程	1 疾病の発生原因	・外的要因 ・内的要因
	2 病変の成立機序	・炎症、変性、虚血、発癌、免疫反応等
	3 障害の概要	・視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害（DSMを含む）発達障害、認知症、高次脳機能障害等
	4 リハビリテーションの概要と範囲	・リハビリテーションの定義、目的、対象、方法
	5 疾病と障害及びそ	・悪性腫瘍、生活習慣病、脳血管疾患、心

	の予防・治療・予後・リハビリテーション	疾患 ・感染症 ・神経疾患 ・先天性疾患 ・肺疾患 ・腎・泌尿器疾患 ・消化器疾患 ・骨・関節の疾患 ・血液疾患 ・目・耳の疾患 ・精神疾患 ・高齢者に多い疾患
⑤公衆衛生	1 公衆衛生の概要	・公衆衛生の考え方 ・健康の社会的決定要因 (SDH)
	2 健康増進と保健医療対策	・母子保健対策、成人保健対策（生活習慣病予防対策及びがん対策）、高齢者保健対策、精神保健対策、感染症対策 等

〔教員の要件〕

(ア) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(イ) 医師

(ウ) 保健師、助産師又は看護師の資格取得後、5 年以上看護業務に従事した経験がある者

2 心理学と心理的支援（30）

ねらい（目標）
①人の心の基本的な仕組みと機能を理解し、環境との相互作用の中で生じる心理的反応を理解する。
②人の成長・発達段階の各期に特有な心理的課題を理解する。
③日常生活と心の健康との関係について理解する。
④心理学の理論を基礎としたアセスメントの方法と支援について理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①心理学の視点	1 心理学の歴史と対象	<ul style="list-style-type: none">・心理学の起源・心理学の発展と対象
	2 心を探求する方法の発展	<ul style="list-style-type: none">・生態学的心理学・進化心理学的アプローチ・認知行動科学・行動遺伝学
②人の心の基本的な仕組みと機能	1 心の生物学的基盤	<ul style="list-style-type: none">・脳の構造・神経機能・遺伝
	2 感情・動機づけ・欲求	<ul style="list-style-type: none">・感情の仕組み・機能・動機づけ理論
	3 感覚・知覚	<ul style="list-style-type: none">・知覚の情報処理過程・感覚モダリティ・アフォーダンス
	4 学習・行動	<ul style="list-style-type: none">・馴化・鋭敏化・古典的条件づけ・道具的条件づけ
	5 認知	<ul style="list-style-type: none">・記憶・注意・思考・認知バイアス
	6 個人差	<ul style="list-style-type: none">・知能・パーソナリティ
	7 人と環境	<ul style="list-style-type: none">・対人関係・集団・組織

		<ul style="list-style-type: none"> ・自己
③人の心の発達過程	1 生涯発達	<ul style="list-style-type: none"> ・発達の定義 ・ライフステージと発達課題
	2 心の発達の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・認知発達理論 ・言語発達 ・アタッチメント理論 ・道徳性の発達
④日常生活と心の健康	1 心の不適応	<ul style="list-style-type: none"> ・不適応の理論 ・ストレス理論（コーピングを含む） ・燃え尽き症候群 ・トラウマ ・依存症
	2 健康生成論	<ul style="list-style-type: none"> ・レジリエンス ・首尾一貫感覚（SOC）
⑤心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本	1 心理アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・心理アセスメントの方法 ・事例定式化
	2 心理的支援の基本的技法	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワークにおける心理的支援 ・支持的精神療法 ・マイクロカウンセリング ・動機づけ面接
	3 心理療法におけるアセスメントと介入技法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・精神分析 ・認知行動療法（SST を含む） ・応用行動分析 ・家族療法 ・ブリーフ・セラピー ・対人関係療法
	4 心理の専門職	<ul style="list-style-type: none"> ・公認心理師

〔教員の要件〕

(ア) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

3 社会学と社会システム（30）

ねらい（目標）
①現代社会の特性を理解する。
②生活の多様性について理解する。
③人と社会の関係について理解する。
④社会問題とその背景について理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①社会学の視点	1 社会学の歴史と対象	・社会学の発展と対象
②社会構造と変動	1 社会システム	・社会システムの概念 ・文化・規範、社会意識、産業と職業、社会階級と社会階層、社会指標
	2 組織と集団	・社会集団の概念 ・第一次集団、第二次集団 ・組織の概念、官僚制 ・企業、学校、病院、施設（全制的施設）、NPO
	3 人口	・人口の概念 ・人口構造、人口動態、人口減少、人口問題、少子高齢化、超高齢社会
	4 グローバリゼーション	・国境を超える移動（人・モノ・資本・情報等） ・エスニシティ、移民、多文化、国籍 ・グローバル・エイジング
	5 社会変動	・社会変動の概念 ・近代化、産業化、情報化
	6 地域	・地域の概念、コミュニティの概念 ・コミュニティの再生、ソーシャルキャピタル ・都市化と地域社会、過疎化と地域社会、中山間地域の課題 ・地域社会の集団・組織

	7 環境	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動 ・環境破壊 ・持続可能性
③市民社会と公共性	1 社会的格差	<ul style="list-style-type: none"> ・所得、教育、健康
	2 社会政策と社会問題	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉国家と福祉社会 ・社会運動 ・公共空間
	3 差別と偏見	<ul style="list-style-type: none"> ・ラベリング理論、逸脱 ・マイノリティ（LGBT 等を含む） ・社会的排除、排斥
	4 災害と復興	<ul style="list-style-type: none"> ・避難計画、生活破壊、生活再建 ・災害時要援護者 ・ボランティア
④生活と人生	1 家族とジェンダー	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の概念、家族の変容 ・世帯の概念 ・男女共同参画 ・ひとり親、子育て、介護、8050 問題 ・虐待、DV
	2 健康	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の障害、慢性疾患 ・治療と仕事の両立 ・依存症 ・自殺
	3 労働	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランス ・女性の活躍推進 ・正規雇用、非正規雇用 ・失業 ・過労死
	4 世代	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージ、ライフコース ・世代間交流 ・個人化 ・いじめ、ハラスメント ・社会的孤立と孤独
⑤自己と他者	1 自己と他者	<ul style="list-style-type: none"> ・相互作用、間主観性 ・社会的自我
	2 社会化	<ul style="list-style-type: none"> ・役割取得、アイデンティティ ・生涯発達

	3 相互行為	<ul style="list-style-type: none">・シンボリック相互作用論・親密性・コミュニケーション（SNS を含む）・ひきこもり
--	--------	--

〔教員の要件〕

- (ア) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

4 社会福祉の原理と政策（60）

ねらい（目標）
①社会福祉の原理をめぐる思想・哲学と理論を理解する。
②社会福祉の歴史的展開の過程と社会福祉の理論を踏まえ、欧米との比較によって日本の社会福祉の特性を理解する。
③社会問題と社会構造の関係の視点から、現代の社会問題について理解する。
④福祉政策を捉える基本的な視点として、概念や理念を理解するとともに、人々の生活上のニーズと福祉政策の過程を結びつけて理解する。
⑤福祉政策の動向と課題を踏まえた上で、関連施策や包括的支援について理解する。
⑥福祉サービスの供給と利用の過程について理解する。
⑦福祉政策の国際比較の視点から、日本の福祉政策の特性について理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①社会福祉の原理	1 社会福祉の原理を学ぶ視点	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉の歴史、思想・哲学、理論、社会福祉の原理と実践・社会福祉学の構造と特徴
②社会福祉の歴史	1 社会福祉の歴史を学ぶ視点	<ul style="list-style-type: none">・歴史観、政策史、実践史、発達史、時代区分・日本と欧米の社会福祉の比較史の視点
	2 日本の社会福祉の歴史的展開	<ul style="list-style-type: none">・慈善事業、博愛事業・社会事業・社会福祉事業・社会福祉
	3 欧米の社会福祉の歴史的展開	<ul style="list-style-type: none">・救貧法・慈善事業、博愛事業・社会事業、社会保険・福祉国家、福祉社会・国際的潮流
③社会福祉の思想・哲学、理論	1 社会福祉の思想・哲学	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉の思想・哲学の考え方・人間の尊厳・社会正義・平和主義 等
	2 社会福祉の理論	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉の理論の基本的な考え方

		<ul style="list-style-type: none"> ・戦後社会福祉の展開と社会福祉理論 ・社会福祉の理論（政策論、技術論、固有論、統合論、運動論、経営論） ・欧米の社会福祉の理論
	3 社会福祉の論点	<ul style="list-style-type: none"> ・公私関係、効率性と公平性、普遍主義と選別主義、自立と依存、自己選択・自己決定とパトーナリズム、参加とエンパワメント、ジェンダー、社会的承認
	4 社会福祉の対象とニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズと需要の概念 ・社会福祉の対象とニーズ ・ニーズの種類と次元 ・ニーズの理論とその課題
④社会問題と社会構造	1 現代における社会問題	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困、孤立、失業、要援護性、偏見と差別、社会的排除、ヴァルネラビリティ、ニューリスク、依存症、自殺
	2 社会問題の構造的背景	<ul style="list-style-type: none"> ・低成長経済、グローバル化、少子高齢化、人口減少社会、格差、貧困、社会意識・価値観の変化
⑤福祉政策の基本的な視点	1 福祉政策の概念・理念	<ul style="list-style-type: none"> ・現代の社会問題と福祉政策 ・福祉政策の概念・理念 ・福祉政策と社会保障、社会政策 ・福祉レジームと福祉政策
⑥福祉政策におけるニーズと資源	1 ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・種類と内容 ・把握方法
	2 資源	<ul style="list-style-type: none"> ・種類と内容 ・把握方法 ・開発方法
⑦福祉政策の構成要素と過程	1 福祉政策の構成要素	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉政策の構成要素とその役割・機能 ・政府、市場（経済市場、準市場、社会市場）、事業者、国民（利用者を含む） ・措置制度 ・多元化する福祉サービス提供方式
	2 福祉政策の過程	<ul style="list-style-type: none"> ・政策決定、実施、評価 ・福祉政策の方法・手段 ・福祉政策の政策評価・行政評価 ・福祉政策と福祉計画

⑧福祉政策の動向と課題	1 福祉政策と包括的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法 ・地域包括ケアシステム ・地域共生社会 ・多文化共生 ・持続可能性（SDGs等）
⑨福祉政策と関連施策	1 関連政策	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療政策、教育政策、住宅政策、労働政策、経済政策
⑩福祉サービスの供給と利用過程	1 福祉供給部門	<ul style="list-style-type: none"> ・公的部門（政府・地方公共団体） ・民間部門（営利・非営利）、ボランタリ一部門、インフォーマル部門 ・部門間の調整・連携・協働
	2 福祉供給過程	<ul style="list-style-type: none"> ・公私（民）関係 ・再分配、割当 ・市場、準市場 ・福祉行財政、福祉計画 ・福祉開発
	3 福祉利用過程	<ul style="list-style-type: none"> ・ステイグマ、情報の非対称性、受給資格とシティズンシップ
⑪福祉政策の国際比較	1 福祉政策の国際比較	<ul style="list-style-type: none"> ・国際比較の視点と方法 ・福祉政策の類型（欧米、東アジア等）

[教員の要件]

- (ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験がって、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者
- (オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- (カ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

5 地域福祉と包括的支援体制（60）

ねらい（目標）
①地域福祉の基本的な考え方、展開、動向について理解する。
②地域福祉における主体と対象を理解し、住民の主体形成の概念を理解する。
③地域福祉を推進するための、福祉行財政の実施体制と果たす役割について理解する。
④地域福祉計画をはじめとした福祉計画の意義・目的及び展開を理解する。
⑤包括的支援体制の考え方と、多職種及び多機関協働の意義と実際について理解する。
⑥地域生活課題の変化と現状を踏まえ、包括的支援体制における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割を理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①地域福祉の基本的な考え方	1 地域福祉の概念と理論	<ul style="list-style-type: none">・ 地域福祉の概念、地域福祉の構造と機能<ul style="list-style-type: none">・ 福祉コミュニティ論、在宅福祉サービス論、ボランティア・市民活動論・ 共生社会
	2 地域福祉の歴史	<ul style="list-style-type: none">・ セツルメント、COS、社会事業、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、共同募金、在宅福祉、施設の社会化、地方分権、社会福祉基礎構造改革、地域自立生活、地域包括ケア、地域共生社会
	3 地域福祉の動向	<ul style="list-style-type: none">・ コミュニティソーシャルワーク、コミュニティサービス、地域再生、ケアリングコミュニティ
	4 地域福祉の推進主体	<ul style="list-style-type: none">・ 地方自治体・ NPO、市民活動組織、中間支援組織・ 町内会、自治会等地縁組織・ 民生委員、児童委員、主任児童委員、保護司・ 当事者団体・ 社会福祉協議会・ 共同募金・ 企業

	5 地域福祉の主体と形成	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者、代弁者 ・ボランティア ・市民活動、住民自治、住民主体 ・参加と協働、エンパワメント、アドボカシー ・福祉教育
②福祉行財政システム	1 国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・法定受託事務と自治事務
	2 都道府県の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉行政の広域的調整、事業者の指導監督
	3 市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの運営主体 ・条例 ・社会福祉審議会
	4 国と地方の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権、地方自治、地域主権、地方創生
	5 福祉行政の組織及び専門職の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、婦人相談所、地域包括支援センター 等 ・福祉事務所の現業員・査察指導員、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、精神保健福祉相談員 等
	6 福祉における財源	<ul style="list-style-type: none"> ・国の財源、地方の財源、保険料財源 ・民間の財源
③福祉計画の意義と種類、策定と運用	1 福祉計画の意義・目的と展開	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉行財政と福祉計画の関係 ・福祉計画の歴史 ・福祉計画の種類（地域福祉計画、老人福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、民間の福祉計画等）
	2 市町村地域福祉計画・都道府県地域福祉支援計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉と計画行政の関係 ・市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の定義、機能 ・地域福祉活動計画との関係
	3 福祉計画の策定過程と方法	<ul style="list-style-type: none"> ・課題把握・分析 ・協議と合意形成
	4 福祉計画の実施と	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング

	評価	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス評価 ・プログラム評価
④地域社会の変化と多様化・複雑化した地域生活課題	1 地域社会の概念と理論	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の概念 ・地域社会の理論
	2 地域社会の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯数、世帯構成 ・過疎化、都市化、地域間格差 ・外国人住民の増加
	3 多様化・複雑化した地域生活課題の現状とニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり、ニート、8050 問題、ダブルケア、依存症、多文化共生、自殺、災害等
	4 地域福祉と社会的孤立	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的孤立、社会的排除 ・セルフネグレクト
⑤地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制	1 包括的支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的支援体制の考え方 ・包括的支援体制の展開
	2 地域包括ケアシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの考え方 ・地域包括ケアシステムの展開 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの展開 ・子育て世代包括支援センター
	3 生活困窮者自立支援の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度と理念 ・自立相談支援機関による支援過程と方法、実際 ・伴走型の支援と対象者横断的な包括的相談支援 ・個人および世帯の支援 ・居住支援、就労支援、家計支援、子どもの学習・生活支援
	4 地域共生社会の実現に向けた各種施策	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働による包括的支援体制 ・住民に身近な圏域における相談支援体制
⑥地域共生の実現に向けた多機関協働	1 多機関協働を促進する仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談 ・各種相談機関の連携 ・協議体 ・地域ケア会議 ・地域包括支援センター運営協議会 ・要保護児童対策地域協議会

		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会
	2 多職種連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉に関する多職種連携 ・生活支援全般に関するネットワーク ・多職種連携等における個人情報保護
	3 福祉以外の分野との機関協働の実際	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的企業 ・農福連携 ・観光、商工労働等との連携 ・地方創生
⑦災害時における総合的かつ包括的な支援体制	1 非常時や災害時ににおける法制度	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法、災害救助法 ・各自治体等の避難計画
	2 非常時や災害時ににおける総合的かつ包括的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者支援 ・BCP（事業継続計画） ・福祉避難所運営 ・災害ボランティア
⑧地域福祉と包括的支援体制の課題と展望	1 地域福祉ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンスの考え方 ・多様化・複雑化した課題と多機関協働の必要性 ・社会福祉法における包括的な支援体制づくり ・住民の参加と協働、住民自治 ・プラットフォームの形成と運営
	2 地域共生社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会 ・地域力の強化、包括的支援体制

[教員の要件]

- (ア) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があって、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者
- (オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(力) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

6 社会保障（60）

ねらい（目標）
①社会保障の概念や対象及びその理念について、社会保障制度の展開過程も含めて理解する。
②現代社会における社会保障制度の役割と意義、取り組むべき課題について理解する。
③社会保障制度の財政について理解する。
④公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。
⑤社会保障制度の体系と概要について理解する。
⑥諸外国における社会保障制度の概要について理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①現代社会における社会保障制度の現状（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。）	1 人口動態の変化	・少子高齢化、人口減少社会
	2 経済環境の変化	・低成長社会と社会保障の持続可能性
	3 労働環境の変化	・正規雇用と非正規雇用 ・労働関係法規（男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法） ・ワーク・ライフ・バランス
②社会保障の概念や対象及びその理念	1 社会保障の概念と範囲	
	2 社会保障の役割と意義	・セーフティネット
	3 社会保障の理念	
	4 社会保障の対象	
	5 社会保障制度の展開	・社会保障制度の歴史的変遷
③社会保障と財政	1 社会保障の財源	・一般会計 ・地方経費 ・社会保険料 ・利用者負担 ・財政調整
	2 社会保障給付費	・内訳 ・動向

	3 国民負担率	
	4 社会保障と経済	
④社会保険と社会扶助の関係	1 社会保険の概念と範囲	
	2 社会扶助の概念と範囲	
⑤公的保険制度と民間保険制度の関係	1 公的保険と民間保険の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・公的保険と民間保険の主な種類 ・公的保険と民間保険の違い
⑥社会保障制度の体系	1 医療保険制度等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・公費負担医療
	2 介護保険制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の目的、対象、給付内容、財源構成
	3 年金保険制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の目的、対象、給付内容、財源構成
	4 労災保険制度と雇用保険制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の目的、対象、給付内容、財源構成
	5 生活保護制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の目的、対象、給付内容、財源構成
	6 社会手当制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の目的、対象、給付内容、財源構成
	7 社会福祉制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の目的、対象、給付内容、財源構成
⑦諸外国における社会保障制度	1 諸外国における社会保障制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・先進諸国における社会保障制度の歴史と概要
	2 社会保障制度の国際比較	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化と社会保障の給付規模 ・社会保障給付費の内訳

[教員の要件]

- (ア) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

7 障害者福祉 (30)

ねらい（目標）
①障害の概念と特性を踏まえ、障害者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。
②障害者福祉の歴史と障害観の変遷、制度の発展過程について理解する。
③障害者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。
④障害による生活課題を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①障害概念と特性	1 國際生活機能分類 (ICF)	<ul style="list-style-type: none">・ ICIDH から ICF へ・ ICF の構造
	2 障害者の定義と特性	<ul style="list-style-type: none">・ 身体障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害、難病等）・ 知的障害・ 精神障害・ 発達障害
②障害者の生活実態とこれを取り巻く社会環境	1 障害者の生活実態	<ul style="list-style-type: none">・ 地域移行・ 居住・ 就学、就労・ 高齢化・ 介護需要・ 障害者の芸術、スポーツ
	2 障害者を取り巻く社会環境	<ul style="list-style-type: none">・ バリアフリー・ コンフリクト・ 障害者虐待・ 親亡き後問題、きょうだいへの支援
③障害者福祉の歴史	1 障害者福祉の理念	<ul style="list-style-type: none">・ ノーマライゼーション・ ソーシャルインクルージョン
	2 障害観の変遷	<ul style="list-style-type: none">・ 偏見と差別・ 障害者の権利条約の批准の経緯・ 障害者基本法の変遷
	3 障害者待遇の変遷	<ul style="list-style-type: none">・ 明治以前の障害者の待遇

		<ul style="list-style-type: none"> ・明治以降の障害者の処遇 ・戦後の障害者の処遇
	4 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）と障害者基本法	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約の概要 ・障害者基本法の概要
	5 障害者福祉制度の発展過程	
④障害者に対する法制度	1 障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法の概要 ・障害福祉サービス及び相談支援 ・障害支援区分及び支給決定 ・自立支援医療 ・補装具 ・地域生活支援事業 ・障害福祉計画
	2 身体障害者福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法の概要 ・身体障害者手帳、身体障害者福祉法に基づく措置
	3 知的障害者福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者福祉法の概要 ・療育手帳、知的障害者福祉法に基づく措置
	4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法の概要 ・精神障害者保健福祉手帳 ・精神保健福祉法における入院形態 ・精神科病院における処遇
	5 児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法における障害児支援の概要 ・発達支援、家族支援、地域支援
	6 発達障害者支援法	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援法の概要 ・発達障害者支援センターの役割
	7 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止法の概要 ・障害者虐待の未然防止 ・通報義務、早期発見
	8 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の概要 ・障害を理由とする差別を解消するための措置(合理的な配慮)

	別解消法)	
	9 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー法の概要 ・施設設置管理者等の責務
	10 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進法の概要 ・事業主の責務、法定雇用率
	11 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達推進法の概要 ・障害者就労施設
⑤障害者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割	1 障害者と家族等の支援における関係機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県、市町村 ・障害者に対する法制度に基づく施設、事業所 ・特別支援学校 ・ハローワーク
	2 関連する専門職等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士 等 ・相談支援専門員、サービス管理責任者、居宅介護従事者 等 ・ピアソーター ・養護教諭、スクールソーシャルワーカー ・家族、住民、ボランティア 等
⑥障害者と家族等に対する支援の実際	1 障害領域における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割	
	2 障害者と家族等に対する支援の実際（多職種連携を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域相談支援 ・就労支援 ・居住支援

〔教員の要件〕

(ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があって、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者
- (オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- (カ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

8 権利擁護を支える法制度（30）

ねらい（目標）
①法に共通する基礎的な知識を身につけるとともに、権利擁護を支える憲法、民法、行政法の基礎を理解する。
②権利擁護の意義と支える仕組みについて理解する。
③権利が侵害されている者や日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際にについて理解する。
④権利擁護活動を実践する過程で直面しうる問題を、法的観点から理解する。
⑤ソーシャルワークにおいて必要となる成年後見制度について理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①法の基礎	1 法と規範	<ul style="list-style-type: none">・法の規範との関係・法と道徳の関係
	2 法の体系、種類、機能	<ul style="list-style-type: none">・成文法と不文法・公法と私法・実体法と手続法・法規範の特質と機能
	3 法律の基礎知識、法の解釈	<ul style="list-style-type: none">・法律条文の構造・法解釈の基準と方法
	4 裁判制度判例を学ぶ意義	<ul style="list-style-type: none">・裁判の種類、判決の種類・判例とは
②ソーシャルワークと法の関わり	1 憲法	<ul style="list-style-type: none">・憲法の概要（最高法規性、日本国憲法の基本原理）・基本的人権（基本的人権と公共の福祉、平等性、自由権、社会権）・幸福追求権
	2 民法	<ul style="list-style-type: none">・民法総則（権利の主体・客体、権利の変動、無効と取消し）・契約（売買、賃貸借等）・不法行為（不法行為の要件、不法行為の効果（損害賠償））・親族（婚姻、離婚、親権、扶養、成年後見制度）

		<ul style="list-style-type: none"> ・遺産管理
	3 行政法	<ul style="list-style-type: none"> ・行政組織（国、地方公共団体の組織、公務員） ・行政の行為形式（行政処分） ・行政上の義務履行確保（行政強制、行政罰） ・行政訴訟制度（行政不服申立て、行政訴訟） ・国家の責任（国家賠償） ・地方自治法（国と自治体の関係）
③権利擁護の意義と支える仕組み	1 権利擁護の意義	
	2 福祉サービスの適切な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・運営適正化委員会 ・国民健康保険団体連合会
	3 苦情解決の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による苦情解決 ・自治体等による苦情解決
	4 虐待防止法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止法 ・児童虐待防止法 ・障害者虐待防止法
	5 差別禁止法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法
	6 意思決定支援ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
④権利擁護活動で直面しうる法的諸問題	1 インフォームド・コンセント	<ul style="list-style-type: none"> ・法的概念としてのインフォームド・コンセント ・インフォームド・コンセントに関する判例
	2 秘密・プライバシー・個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密 ・プライバシー ・個人情報 ・情報共有
	3 権利擁護活動と社会の安全	<ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務 ・通報・警告義務
⑤権利擁護に関わる	1 権利擁護に関わる	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所、法務局

組織、団体、専門職	組織、団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・社会福祉協議会 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関 ・弁護士、司法書士
(6)成年後見制度	1 成年後見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・法定後見、任意後見 ・専門職後見
	2 後見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人の行為能力 ・成年後見人の役割
	3 保佐の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・被保佐人の行為能力 ・保佐人の役割
	4 補助の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・補助人の役割
	5 任意後見の概要	
	6 成年後見制度の最近の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・利用動向 ・成年後見制度利用促進法 ・成年後見制度利用促進基本計画 ・意思決定支援
	7 成年後見制度利用支援事業	
	8 日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業の動向 ・専門員の役割 ・生活支援員の役割

[教員の要件]

- (ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験がって、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者
- (オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- (カ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験

を有する者

9 刑事司法と福祉（30）

ねらい（目標）
①刑事司法の近年の動向と制度の仕組みを理解する。
②刑事司法における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割について理解する。
③刑事司法の制度に関わる関係機関等の役割について理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①刑事司法における近年の動向とこれを取り巻く社会環境	1 刑事司法における近年の動向	・犯罪の動向（認知件数と発生率、再犯率等）
	2 刑事司法を取り巻く社会環境	・高齢者、障害者等の社会復帰支援 ・再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法） ・就労支援（刑務所出所者等総合的就労支援対策） ・薬物依存者の再犯防止、回復支援 ・修復的司法 ・農福連携 等
	3 社会福祉士及び精神保健福祉士の役割	・検察庁や矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター、精神保健福祉センター等における役割
②刑事司法	1 刑法	・刑法の基本原理 ・犯罪の成立要件と責任能力 ・刑罰
	2 刑事事件の手続き、処遇	・刑事手続 ・刑事施設内での処遇
③少年司法	1 少年法	・少年法の基本原理 ・児童福祉法との関係
	2 少年事件の手続き、処遇	・非行少年に対する手続 ・少年鑑別所、少年院での処遇 ・児童福祉法による措置
④更生保護制度	1 制度の概要	・意義、歴史、更生保護法制 ・更生保護施設
	2 生活環境の調整	・目的、機能、手続、関係機関との連携

		<ul style="list-style-type: none"> ・特別調整
	3 仮釈放等	<ul style="list-style-type: none"> ・仮釈放と仮退院、意義、許可基準、手続き
	4 保護観察	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、方法、対象、内容、運用状況
	5 更生緊急保護	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、対象、期間、内容、手続き
	6 団体・専門職等の役割と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所、児童相談所 ・保護観察官 ・保護司 ・更生保護施設 ・民間協力者（更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等） ・法テラス ・公共職業安定所
⑤医療観察制度	1 制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 ・制度導入の背景 ・対象者
	2 審判・処遇の流れと内容	<ul style="list-style-type: none"> ・審判の手続き ・処遇の流れ ・入院処遇の概要 ・通院処遇の概要 ・精神保健観察
	3 関係機関・専門職等の役割と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所、裁判官 ・精神保健審判員、精神保健参与員 ・指定医療機関（指定入院医療機関、指定通院医療機関） ・社会復帰調整官 ・保護観察所 ・都道府県、市町村 ・障害福祉サービス事業所
⑥犯罪被害者支援	1 犯罪被害者の法的地位	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者の地位の変遷
	2 犯罪被害者支援に関する法	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等基本法 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律

	3 犯罪被害者支援に関する制度	・被害者等通知制度、意見等聴取制度、心情等伝達制度、相談・支援
	4 団体・専門職等の役割と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援員制度 ・被害者ホットライン ・犯罪被害相談窓口 ・被害者支援センター

〔教員の要件〕

- (ア) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があって、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者
- (オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- (カ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

10 社会福祉調査の基礎（30）

ねらい（目標）
①社会福祉調査の意義と目的について理解する。
②社会福祉調査と社会福祉の歴史的関係について理解する。
③社会福祉調査における倫理や個人情報保護について理解する。
④量的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。
⑤質的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。
⑥ソーシャルワークにおける評価の意義と方法について理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①社会福祉調査の意義と目的	1 社会福祉調査の意義と目的	<ul style="list-style-type: none">・ソーシャルワーク実践の可視化・ソーシャルワーク実践の理論化・アクション・リサーチ・公的統計と政策決定・ソーシャルワークの価値や倫理と社会福祉調査の関連
	2 社会福祉調査と社会福祉の歴史的関係	<ul style="list-style-type: none">・古典（ブース、ラウントリー、タウンゼント等）
	3 統計法	<ul style="list-style-type: none">・統計法の概要
②社会福祉調査における倫理と個人情報保護	1 社会福祉調査における倫理	
	2 社会福祉調査における個人情報保護	<ul style="list-style-type: none">・倫理的配慮
③社会福祉調査のデザイン	1 調査における考え方・論理	<ul style="list-style-type: none">・理論と調査の関係・演繹法と帰納法・因果関係・内的妥当性
	2 社会福祉調査の目的と対象	<ul style="list-style-type: none">・目的（探索、記述、説明）・分析単位（個人、家族、グループ、コミュニティ、社会関係、現象等）・サンプリング（母集団、標本、標本抽出、標本の代表性、外的妥当性）
	3 社会福祉調査での	

	データ収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・フィールド調査 ・文献や既存のデータを用いた調査 ・実験 ・評価のための調査
	4 社会福祉調査のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・問の設定、概念化・操作化、対象と方法の選択、データ収集、分析、考察
④量的調査の方法	1 量的調査の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・多数把握、実態把握、因果関係の推論、一般化 ・経験の詳細な理解
	2 量的調査の種類と方法	<ul style="list-style-type: none"> ・全数調査と標本調査、Web調査 ・横断調査、縦断調査、パネル・スタディ ・母集団、標本、標本抽出 ・二次分析
	3 質問紙の作成方法と留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーディングとその他の留意点 ・パーソナルな質問とインパーソナルな質問 ・測定（測定の水準、測定の信頼性と妥当性等） ・プレコーディングとアフターコーディング ・自計式（自記式）、他計式
	4 質問紙の配布と回収	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問面接、郵送、留置、集合、電話、インターネット
	5 量的調査の集計と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディング ・単純集計と記述統計、質的データの関連性（クロス集計）、量的データの関連性（散布図、相関と回帰）、多変量解析
⑤質的調査の方法	1 質的調査の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の経験の詳細な理解及び他者との相互作用の詳細な理解
	2 観察法	<ul style="list-style-type: none"> ・参与観察法、非参与観察法、統制的観察法
	3 面接法	<ul style="list-style-type: none"> ・構造化面接法、半構造化面接法、自由面接法 ・フォーカス・グループ・インタビュー ・インタビューガイド、逐語録
	4 質的調査における	<ul style="list-style-type: none"> ・観察や面接の記録方法

	記録の方法と留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・音声、映像、テキストのデータの扱い方 ・実践の記録や会議資料等の活用 ・資料収集における ICT の活用
	5 質的調査のデータの分析方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事例研究 ・グラウンデッドセオリーアプローチ ・ナラティヴアプローチ ・ライフストーリー、ライフヒストリー ・エスノグラフィー ・アクション・リサーチ
⑥ソーシャルワークにおける評価	1 ソーシャルワークにおける評価の意義	<ul style="list-style-type: none"> ・ミクロ・メゾ・マクロレベルにおける実践の評価 ・根拠に基づく実践（EBP）とナラティヴに基づく実践（NBP） ・アカウントビリティ
	2 ソーシャルワークにおける評価対象	<ul style="list-style-type: none"> ・実践、プログラム、政策 ・構造 ・過程（プロセス） ・結果（アウトカム） ・影響（インパクト）
	3 ソーシャルワークにおける評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・シングル・システム・デザイン ・実験計画法 ・質的な評価法

〔教員の要件〕

- (ア) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

11 精神医学と精神医療（60）

ねらい（目標）

- ①精神疾患の分類を把握するとともに、主な疾患の症状、経過、治療方法などについて理解する。
- ②精神医療と人権擁護の歴史を学ぶとともに、精神保健福祉法における精神科病院の入院形態や医療観察法について理解し、その中の精神保健福祉士の役割と法制度の課題を理解する。
- ③精神科病院等においてチーム医療の一員としての精神保健福祉士の役割を理解する。
- ④早期介入、再発予防や地域生活の支援等における地域の多職種連携・多機関連携における精神保健福祉士の役割について理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①精神疾患総論	1 精神医学・医療の歴史	<ul style="list-style-type: none">・欧米における精神医療の歴史・日本における精神医療の歴史
	2 精神現象の生物学的基礎	<ul style="list-style-type: none">・脳の構造と機能・こころの生物学的理解・精神分析から見たこころ
	3 精神障害の概念	<ul style="list-style-type: none">・健康・精神症状・精神疾患・精神疾患に由来する障害
	4 精神疾患の診断分類	<ul style="list-style-type: none">・内因性、外因性、心因性・国際疾病分類（ICD）・精神疾患の診断・統計マニュアル（DSM）
	5 診断、検査	<ul style="list-style-type: none">・診断手順と方法・心理検査・理化学的検査
	6 代表的な疾患との症状、経過、予後	<ul style="list-style-type: none">・認知症・てんかん・依存症・統合失調症・気分（感情）障害・不安障害

		<ul style="list-style-type: none"> ・神経症性障害、ストレス関連障害 ・摂食障害 ・発達障害
②精神疾患の治療	1 薬物治療	<ul style="list-style-type: none"> ・薬理作用と副作用
	2 精神療法	<ul style="list-style-type: none"> ・精神療法の種類と内容 ・集団精神療法 ・認知行動療法 ・SST
	3 脳刺激法	<ul style="list-style-type: none"> ・電気けいれん療法 ・経頭蓋磁気刺激療法
	4 作業療法	
	5 地域精神医療	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療、往診 ・訪問看護 ・アウトリーチ ・デイケア
③精神医療の動向	1 精神疾患患者の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉資料、患者調査 ・入院患者の推移（疾病別、年齢階級別） ・外来患者の推移（疾病別、年齢階級別） ・在院期間、退院先 ・精神科病院数の推移 ・病棟の機能分化の推移
	2 医療制度改革と精神医療	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法（医療施設の類型、医療計画） ・保健医療政策 ・診療報酬制度
	3 医療機関の医療機能の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・病床機能分化 ・クリティカルパス ・地域医療連携（地域完結型医療）
④精神科医療機関における治療	1 入院治療	<ul style="list-style-type: none"> ・専門病棟
	2 入院治療と人権擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・入院治療の歴史 ・精神保健福祉法における入院形態（任意入院、医療保護入院、措置入院、応急入院、緊急措置入院） ・医療保護入院における退院促進 ・インフォームド・コンセント

		<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院における処遇（隔離、身体的拘束）、行動制限の最小化 ・退院および処遇改善請求 ・精神保健指定医制度 ・精神医療審査会 ・移送制度
	3 外来治療、在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> ・外来 ・訪問診療、往診 ・訪問看護
	4 医療観察法における入院・通院治療	<ul style="list-style-type: none"> ・指定入院医療機関 ・医療観察病棟 ・指定通院医療機関 ・鑑定入院
	5 精神科医療機関における精神保健福祉士の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助 ・人権擁護 ・入院・退院時の関わり ・退院支援、退院後生活環境相談員 ・多職種カンファレンス ・家族への助言、指導 ・制度の説明・提案・相談
	6 精神保健福祉士と協働する職種	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、薬剤師、看護師、作業療法士、管理栄養士、公認心理師
⑤精神医療と保健、福祉の連携の重要性	1 治療導入に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・早期介入 ・保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センターと役割 ・学校保健の役割 ・産業保健の役割 ・精神科救急医療システム ・認知症初期集中支援チーム ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
	2 再発予防や地域生活に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・服薬自己管理の支援 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム ・地域生活を支える多機関の役割 ・障害福祉サービス

〔教員の要件〕

- (ア) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (イ) 精神障害者の保健、医療及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師

12 現代の精神保健の課題と支援（60）

ねらい（目標）
①現代の精神保健分野の動向と課題を理解する。
②精神保健の基本的考え方を理解する。
③現代社会における精神保健の諸課題の実際を生活環境ごとに理解し、精神保健福祉士の役割について理解する。
④精神保健の保持・増進と発生予防のための支援及び専門機関や関係職種の役割と連携について理解する。
⑤国際連合の精神保健活動や他の国々における精神保健の現状と対策について理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①現代の精神保健分野の動向と基本的考え方	1 精神保健の動向	<ul style="list-style-type: none">・衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告・受療率に見る課題(受療格差と受療バリア、受療までの期間(DUI)と受療促進)
	2 精神保健活動の三つの対象	<ul style="list-style-type: none">・支持的精神保健・積極的精神保健・総合的精神保健
	3 精神の健康に関する心的態度	<ul style="list-style-type: none">・否認、受容、回復
	4 生活と嗜癖	<ul style="list-style-type: none">・自己治療説・依存症
②家族に関連する精神保健の課題と支援	1 家族関係における暴力と精神保健	<ul style="list-style-type: none">・DV
	2 出産・育児をめぐる精神保健	<ul style="list-style-type: none">・育児困難、子育て不安・児童虐待・発達障害と療育をめぐる精神保健
	3 介護をめぐる精神保健	<ul style="list-style-type: none">・ケアラー・不適切ケア・高齢者虐待
	4 社会的ひきこもりをめぐる精神保健	
	5 家族関係の課題	<ul style="list-style-type: none">・支配・被支配、依存・共依存関係

		<ul style="list-style-type: none"> ・家族問題を相談する機関
	6 グリーフケア	<ul style="list-style-type: none"> ・死別経験と喪失経験 ・複雑性悲嘆
	7 精神保健支援を担う機関	
③精神保健の視点から見た学校教育の課題とアプローチ	1 学校教育における精神保健的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、学校における暴力、自殺・不登校、学級崩壊、非行問題
	2 教員の精神保健	<ul style="list-style-type: none"> ・燃え尽き症候群
	3 関与する専門職と関係法規	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健安全法 ・いじめ防止対策推進法
	4 スクールソーシャルワーカーの役割	
	5 学校精神保健にかかる社会資源	
④精神保健の視点から見た勤労者の課題とアプローチ	1 現代日本の労働環境	<ul style="list-style-type: none"> ・過労労働と過労自殺
	2 産業精神保健との対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェックと職場環境改善 ・職場復帰支援
	3 職場のメンタルヘルスのための相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスマント相談 ・従業員援助プログラム（EAP） ・企業内保健相談活動
	4 職場内の問題を解決するための機関及び関係法規	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法 ・労働安全衛生法
⑤精神保健の視点から見た現代社会の課題とアプローチ	1 災害被災者の精神保健	<ul style="list-style-type: none"> ・こころのケアチーム ・支援者のケア ・DPAT
	2 犯罪被害者の支援	
	3 自殺予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー ・自傷行為、自殺未遂、自死遺族
	4 身体疾患に伴う精神保健	
	5 貧困問題と精神保健	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困とストレス ・新たな貧困問題（子どもや女性）に伴う精神保健
	6 社会的孤立	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームレスと精神保健

		<ul style="list-style-type: none"> ・セルフネグレクト
	7 LGBT と精神保健	
	8 他文化に接するこ とで生じる精神保健 上の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・異文化ストレス ・文化差に配慮した支援
	9 反復違法行為と精 神保健	<ul style="list-style-type: none"> ・違法薬物使用・盗癖・性加害・放火・ ストーカー行為の反復 ・司法領域との連携
(6)精神保健に関する 発生予防と対策	1 精神保健の予防の 考え方	
	2 アルコール問題に 対する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・社会問題としての依存症対策 ・個人及び家族への依存症対策（家族相 談・減酒支援・受療支援） ・SBIRTS
	3 薬物依存対策	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教育 ・ハームリダクション
	4 ギャンブル等依存 対策	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等 の関連問題に関する施策との連携
	5 うつ病と自殺防止 対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー
	6 子育て支援と暴力、 虐待予防	<ul style="list-style-type: none"> ・親教育 ・子育て中の親支援グループ ・思春期の親グループ
	7 認知症高齢者に対 する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・介護家族支援
	8 社会的ひきこもり に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・世代別関連問題
	9 災害時の精神保健 に対する対策	
(7)地域精神保健に関 する偏見・差別等の課 題	1 関係法規	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健法 ・母子保健法
	2 精神保健に関わる 人材育成	
	3 精神保健における 偏見	<ul style="list-style-type: none"> ・古典的偏見 ・制御可能型偏見
(8)精神保健に関する	1 国の機関とその役	

専門職種（保健師等） と国、都道府県、市町 村、団体等の役割及び 連携	割	
	2 精神保健に関係す る法規	
	3 保健師等の役割と 連携	
	4 地域精神保健に係 わる行政機関の役割 及び連携	・精神保健福祉センター、保健所、市町 村（保健センター）
	5 学会や啓発団体	・いのちの電話 ・日本精神衛生会
	6 セルフヘルプグル ープと地域精神保健 を課題とした市民團 体	・家族会、当事者の会 ・市民団体
⑨諸外国の精神保健 活動の現状及び対策	1 世界の精神保健の 実情	・障害調整生命年（DALY）
	2 WHO などの国際機関 の活動	・基本 10 原則 ・アルコールの有害な使用を低減するた めの世界戦略決議
	3 諸外国の精神保健 医療の実情	

〔教員の要件〕

- (ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を 3 年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (エ) 精神障害者の保健、医療及び福祉に関する業務に 5 年以上従事した経験を有する医師
- (オ) 国の行政機関又は地方公共団体の職務経験を有する者であって、当該科目に関する業務に 5 年以上従事した経験を有する者

13 ソーシャルワークの基盤と専門職（30）

ねらい（目標）
①社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけについて理解する。
②ソーシャルワークの基盤となる考え方とその形成過程について理解する。
③ソーシャルワークの価値規範と倫理について理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけ	1 社会福祉士及び介護福祉士法	<ul style="list-style-type: none">・定義、義務・法制度成立の背景・法制度見直しの背景
	2 精神保健福祉士法	<ul style="list-style-type: none">・定義、義務・法制度成立の背景・法制度見直しの背景
	3 社会福祉士及び精神保健福祉士の専門性	
②ソーシャルワークの概念	1 ソーシャルワークの定義	<ul style="list-style-type: none">・ソーシャルワーク専門職のグローバル定義
③ソーシャルワークの基盤となる考え方	1 ソーシャルワークの原理	<ul style="list-style-type: none">・社会正義・人権尊重・集団的責任・多様性の尊重
	2 ソーシャルワークの理念	<ul style="list-style-type: none">・当事者主権・尊厳の保持・権利擁護・自立支援・ソーシャルインクルージョン・ノーマライゼーション
④ソーシャルワークの形成過程	1 ソーシャルワークの形成過程	<ul style="list-style-type: none">・慈善組織協会・セツルメント運動・医学モデルから生活モデルへ・ソーシャルワークの統合化
⑤ソーシャルワーク	1 専門職倫理の概念	

の倫理	2 倫理綱領	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワーカーの倫理綱領 ・社会福祉士の倫理綱領 ・精神保健福祉士の倫理綱領
	3 倫理的ジレンマ	

〔教員の要件〕

- (ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (エ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- (オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

14 精神保健福祉の原理（60）

ねらい（目標）
①「障害者」に対する思想や障害者の社会的立場の変遷から、障害者福祉の基本的枠組み（理念・視点・関係性）について理解する。
②精神保健福祉士が対象とする「精神障害者」の定義とその障害特性を構造的に理解するとともに、精神障害者の生活実態について学ぶ。
③精神疾患や精神障害をもつ当事者の社会的立場や処遇内容の変遷をふまえ、それに対する問題意識をもつ価値観を体得する。
④精神障害者へのかかわりについて、精神医学ソーシャルワーカーが構築してきた固有の価値を学び、精神保健福祉士の存在意義を理解して職業的アイデンティティの基礎を築く。
⑤現在の精神保健福祉士の基本的枠組み（理念・視点・関係性）と倫理綱領に基づく職責について理解する。
⑥精神保健福祉士を規定する法律と倫理綱領を把握し、求められる機能や役割を理解する。
⑦近年の精神保健福祉の動向を踏まえ、精神保健福祉士の職域と業務特性を理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①障害者福祉の理念	1 障害者福祉の思想と原理	<ul style="list-style-type: none">・ 優生思想と社会防衛思想・ 基本的人権の保障・ 社会正義の実現・ 法の下の平等
	2 障害者福祉の理念	<ul style="list-style-type: none">・ リハビリテーション・ ノーマライゼーション・ エンパワメント、自立生活・ 機会均等、インクルージョン
	3 障害者福祉の歴史的展開	<ul style="list-style-type: none">・ 基本的人権の保障（自由権と社会権）・ 自立支援・社会参加支援・ 消費者としての権利保障
②「障害」と「障害者」の概念	1 國際生活機能分類（ICF）	<ul style="list-style-type: none">・ ICIDH・ ICF
	2 制度における「精神障害者」の定義	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者基本法・ 障害者総合支援法・ 精神保健福祉法
	3 精神障害の障害特	<ul style="list-style-type: none">・ 蜂矢モデル

	性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICF モデル ・ 上田敏モデル
③社会的排除と社会的障壁	1 諸外国の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビアーズ ・ 魔女裁判／ピネル ・ 精神障害者の保護及び精神保健ケア改善のための諸原則（1991）
	2 日本の精神保健福祉施策に影響を与えた出来事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相馬事件（精神病者監護法、精神病院法、呉秀三） ・ ライシャワー事件（精神衛生法の改正） ・ 宇都宮病院事件（精神保健法、指定医） ・ 大和川病院事件（精神保健福祉法における入院制度、地域移行） ・ 池田小学校事件（医療観察法） ・ 相模原事件（措置入院の運用等の整理）等
	3 日本の社会的障壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欠格条項 ・ 強制不妊手術 ・ 保健体育の教科書等 ・ 古典的偏見と制御可能型偏見 ・ コンフリクトの種類（本質的コンフリクトと感情的コンフリクト）とレベル（ミクロ・メゾ・マクロ） ・ 人権侵害としての施設コンフリクト ・ アルコール・薬物問題の取締法と刑罰の優先 ・ 自己責任論と受療への障壁
④精神障害者の生活実態	1 精神科医療の特異性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強制入院・治療 ・ 精神科特例 ・ 病床数と在院日数 ・ 隔離、身体的拘束 ・ 多剤併用 等
	2 家族	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護義務者の歴史 ・ 家族とその生活実態 ・ 家族の多様性

	3 社会生活	<ul style="list-style-type: none"> ・居住形態、家族の同居率 ・生活保障（生活保護・年金・手帳） ・就労状況
⑤「精神保健福祉士」の資格化の経緯と精神保健福祉の原理と理念	1 「精神保健福祉士」の資格化に至る経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・精神医学ソーシャルワーカー協会の設立 ・Y問題 ・倫理綱領の規定の経緯 ・資格化まで経緯
	2 原理・価値	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的復権と権利擁護 ・自己決定 ・当事者主体 ・社会正義 ・ごく当たり前の生活
	3 観点・視点	<ul style="list-style-type: none"> ・人と環境の相互作用 ・生活者 ・エンパワメント ・リカバリー ・アンチスティグマ ・ハームリダクション
	4 関係性	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者性 ・援助関係 ・間主観（相互主体性） ・協働関係
⑥「精神保健福祉士」の機能と役割	1 精神保健福祉士法	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉士法制定と改訂の経緯 ・法の目的 ・定義 ・義務規定 ・誠実義務 ・信用失墜行為の禁止 ・秘密保持 ・連携 等 ・資質向上の責務 ・社会福祉士法及び介護福祉士法と精神保健福祉士法との関係
	2 精神保健福祉士の職業倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理綱領 ・倫理的ジレンマ

		・専門職団体の意義と役割
3 精神保健福祉士の業務特性		<ul style="list-style-type: none"> ・価値、理念、視点、知識、技術による業務構成 ・ミクロ・メゾ・マクロの連続性（包括的アプローチ） ・連携（多職種連携・多機関連携）における精神保健福祉士の役割
4 精神保健福祉士の職場・職域		<ul style="list-style-type: none"> ・配置状況（医療（病院・診療所）、福祉（障害福祉サービス等事業所）、行政（精神保健福祉センター・保健所・市町村・保護観察所）、教育、司法、産業等）
5 精神保健福祉士の業務内容と業務指針		<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉士の業務指針及び業務分類 ・指針に基づく業務の展開例

〔教員の要件〕

- (ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (エ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

15 ソーシャルワークの理論と方法（60）

ねらい（目標）
①人と環境との交互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークについて理解する。
②ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチについて理解する。
③ソーシャルワークの過程とそれに係る知識と技術について理解する。
④コミュニティワークの概念とその展開について理解する。
⑤ソーシャルワークにおけるスーパービジョンについて理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①人と環境との交互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク	1 システム理論	・一般システム理論、サイバネティックス、自己組織性
	2 生態学理論	
	3 バイオ・サイコ・ソーシャルモデル	
	4 ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク	
②ソーシャルワークの実践モデルとアプローチ	1 ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・医学モデル ・生活モデル ・ストレンギングスモデル ・心理社会的アプローチ ・機能的アプローチ ・問題解決アプローチ ・課題中心アプローチ ・危機介入アプローチ ・行動変容アプローチ ・エンパワメントアプローチ ・ナラティヴアプローチ ・解決志向アプローチ
③ソーシャルワークの過程	1 ケースの発見	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ ・スクリーニング
	2 インテーク	・インテークの意義、目的、方法、留意点

		・契約
	3 アセスメント	・アセスメントの意義、目的、方法、留意点
	4 プランニング	・プランニングの意義、目的、方法、留意点 ・効果と限界の予測 ・支援方針・内容の説明・同意
	5 支援の実施	・支援の意義、目的、方法、留意点
	6 モニタリング	・モニタリングの意義、目的、方法、留意点 ・効果測定
	7 支援の終結と事後評価	・支援の終結と事後評価の目的、方法、留意点
	8 アフターケア	・アフターケアの目的、方法、留意点
④ソーシャルワークの記録	1 記録の意義と目的	・ソーシャルワークの質の向上 ・支援の継続性、一貫性 ・機関の運営管理 ・教育、研究 ・アカウンタビリティ
	2 記録の方法と実際	・記録の文体(叙述体、要約体、説明体等) ・項目式(フェースシート等) ・図表式(ジェノグラム、エコマップ等)
⑤ケアマネジメント	1 ケアマネジメントの原則	・ケアマネジメントの歴史 ・適用と対象
	2 ケアマネジメントの意義と方法	・ケアマネジメントの意義 ・ケアマネジメントのプロセス ・ケアマネジメントのモデル
⑥集団を活用した支援	1 グループワークの意義と目的	・グループダイナミクス
	2 グループワークの原則	・個別化の原則、受容の原則、参加の原則、 体験の原則、葛藤解決の原則、制限の原則、 継続評価の原則
	3 グループワークの展開過程	・準備期、開始期、作業期、終結期
	4 セルフヘルプグループ	・共感性、分かち合い ・ヘルパーセラピー原則

		<ul style="list-style-type: none"> ・体験的知識 ・役割モデルの習得 ・援助者の役割
⑦コミュニティワーク	1 コミュニティワークの意義と目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルインクルージョン ・住民参加
	2 コミュニティワークの展開	<ul style="list-style-type: none"> ・地域アセスメント ・地域課題の発見・認識 ・実施計画とモニタリング ・組織化 ・社会資源の開発 ・評価と実施計画の更新
⑧スーパービジョンとコンサルテーション	1 スーパービジョンの意義、目的、方法	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパービジョンの定義 ・スーパーバイザーとスーパーバイジーの関係 ・スーパービジョンの機能 ・スーパービジョンの形態と方法
	2 コンサルテーションの意義、目的、方法	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルテーションの定義 ・コンサルタントとコンサルティーの関係 ・コンサルテーションの方法

[教員の要件]

(ア) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(エ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

16 ソーシャルワークの理論と方法（専門）（60）

ねらい（目標）
①精神障害及び精神保健福祉の課題を持つ人に対するソーシャルワークの過程を理解する。
②精神障害及び精神保健福祉の課題を持つ人と家族の関係を理解し、家族への支援方法を理解する。
③精神医療、精神障害者福祉における多職種連携・多機関連携の方法と精神保健福祉士の役割について理解する。
④精神保健福祉士と所属機関の関係を踏まえ、組織運営管理、組織介入・組織活動の展開に関する概念と方法について理解する。
⑤個別支援からソーシャルアクションへの実践展開をミクロ・メゾ・マクロの連続性・重層性を踏まえて理解する。
⑥精神保健福祉分野以外における精神保健福祉士の実践展開を理解する。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①精神保健福祉分野におけるソーシャルワークの概要	1 ソーシャルワークの構成要素	原理、理念、視点、知識、技術
	2 ソーシャルワークの展開過程	<ul style="list-style-type: none">・ケースの発見・インテーク・アセスメント・プランニング・支援の実施・モニタリング・支援の終結と事後評価・アフターケア・ミクロ・メゾ・マクロレベルにおける展開
	3 精神保健福祉分野のソーシャルワークの基本的視点	<ul style="list-style-type: none">・人と環境の相互作用・精神障害及び精神保健の課題を有する人とその家族の置かれている状況・精神疾患・精神障害の特性を踏まえたソーシャルワークの留意点

②精神保健福祉分野におけるソーシャルワークの過程	1 アウトリーチ	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な支援にアクセスできない当事者及び家族へのアプローチ ・支援を求める当事者層へのアプローチ ・多問題を含む家族へのアプローチ ・社会的孤立とセルフネグレクトへのアプローチ
	2 インテーク	<ul style="list-style-type: none"> ・主訴の把握 ・スクリーニング ・契約
	3 アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・情報から情報分析・解釈へ ・人と環境の相互作用から捉えた問題の特性 ・本人に関する理解（発達・医療健康面・障害特性、心理・情緒面、ストレスコーピング、好みや価値観等） ・環境に関する理解（社会関係、経済状況、住環境、関連する法制度や支援内容等） ・アセスメントツール（エコマップ等）
	4 援助関係の形成技法	<ul style="list-style-type: none"> ・バイスティックの援助関係を形成する技法 ・自己決定、意思決定 ・協働（パートナーシップ） ・心理的防衛機制 ・転移と逆転移 ・バウンダリー ・自己覚知
	5 面接技術とその応用	<ul style="list-style-type: none"> ・面接の構造 ・面接技法（マイクロカウンセリング） ・生活場面面接 ・動機づけ面接
	6 支援の展開（人、環境へのアプローチ） 事例分析	<ul style="list-style-type: none"> ・エコロジカルアプローチ（生活モデル）の展開 ・エンパメントアプローチの展開

	7 支援の展開（ケアマネジメント）	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントのプロセス ・ケアマネジメントの実際（ACT、ストレングスモデルに基づくケアマネジメント、障害者総合支援法におけるケアマネジメント等）
③精神保健福祉分野における家族支援の実際	1 精神障害者家族の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法と家族 ・介護家族という社会的役割 ・精神障害に関連したケアラーのニーズ ・ケアラー・ヤングケアラー支援
	2 家族理解の変遷	<ul style="list-style-type: none"> ・家族病因論 ・家族ストレス対処理論 ・家族システム論 ・家族の感情表出（EE）研究 ・ジャクソン7段階説（依存症の家族）
	3 家族支援の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・家族相談面接 ・家族療法的アプローチ ・家族関係における暴力への介入（DV 被害者支援、DV 加害者プログラム） ・家族のリカバリー ・家族のセルフヘルプグループ
④多職種連携・多機関連携（チームアプローチ）	1 連携の意義と目的	<ul style="list-style-type: none"> ・連携に関わる概念整理（連携、協働、チームアプローチ、ネットワーキング） ・ニーズの多様化、複合化 ・医療の機能分化、障害福祉サービスの事業化 ・包括的地域生活支援
	2 多職種連携・多機関連携の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者中心、当事者参加の原則 ・目標の共有 ・情報共有とプライバシー保護 ・他職種・他機関の専門性の理解と尊重 ・役割と責任の明確化
	3 チームビルディング	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダーシップ ・メンバーシップ ・ファシリテーション ・パワーゲーム

	4 チームの形態と特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチディシプリナリーチーム ・インター迪シプリナリーチーム ・トランスディシプリナリーチーム
	5 連携における精神保健福祉士の役割	
	6 多職種連携・多機関連携（チームアプローチ）の実際（事例分析）	
⑤ソーシャルアドミニストレーションの展開方法	1 ソーシャルアドミニストレーションの概念とその意義	
	2 組織と精神保健福祉士の関係性	<ul style="list-style-type: none"> ・組織経営（医療経営・事業経営）とソーシャルワーク ・専門職と被用者（二重のロイヤリティ）
	3 組織介入・組織改善の実践モデル	<ul style="list-style-type: none"> ・生活モデルにおける組織介入技法 ・準備段階（問題の特定） ・組織分析（アセスメント） ・導入の技法 ・関与の技法（説明法、協働法、説得法、対立活用法） ・実施と制度化
	4 組織運営管理の実際	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定と実施マネジメント、サービス評価（PDCAサイクル） ・環境整備 ・資源調達 ・人材確保と人材育成
⑥コミュニティワーク	1 精神保健福祉分野におけるコミュニティワークの意義	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援 ・ソーシャルインクルージョン ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
	2 地域における精神保健福祉の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉に関する普及啓発 ・地域住民の精神保健福祉活動への参画 ・予防的アプローチ
	1 基本的視点	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者ニーズを軸とした展開・包括的アプローチ

⑦個別支援からソーシャルアクションへの展開		・ミクロ・メゾ・マクロの連続性と展開方法
	2 個別支援から地域における体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援会議 ・地域における協議会（自立支援協議会等） ・地域課題の発見・共有（個別支援の蓄積、ニーズ調査、地域アセスメント） ・地域におけるネットワークの構築 ・地域における社会資源の開発・改善（計画策定及びその実施、評価過程を含む） ・地域住民への啓発と住民参加
	3 政策提言・政策展開	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び広域圏において共通する課題の抽出・分析（メゾレベルにおける取り組みの限界） ・職能団体・関係団体間での課題の共有とエビデンスの集積 ・法制度上の課題の解決に向けたアクションプランと実施 ・改善・創設された法制度の活用と評価
	4 精神障害者の地域移行・地域定着に関わる展開（事例分析）	
⑧関連分野における精神保健福祉士の実践展開	1 学校・教育分野	スクールソーシャルワーク
	2 産業分野	EAP
	3 司法分野	
	4 その他	

〔教員の要件〕

(ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(工) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

17 精神障害リハビリテーション論（30）

ねらい（目標）
①精神障害リハビリテーションの概念とプロセス及び精神保健福祉士の役割について理解し、援助場面で活用できる。
②精神障害リハビリテーションプログラムの知識を援助場面で活用できる。
③精神障害リハビリテーションの実施機関と精神障害リハビリテーションプログラムの関連について理解し、援助場面で活用できる。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①精神障害リハビリテーションの理念、定義、基本原則	1 精神障害リハビリテーションの理念と定義	<ul style="list-style-type: none">・リハビリテーションの理念・権利の回復・生活環境への適応・技能の育成・自尊心の回復・環境面への介入
	2 医学的・職業的・社会的・教育的リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none">・医学的リハビリテーション・職業的リハビリテーション・社会的リハビリテーション・教育的リハビリテーション
	3 精神障害リハビリテーションの基本原則	<ul style="list-style-type: none">・基本原則
	4 精神障害リハビリテーションとソーシャルワークとの関係	<ul style="list-style-type: none">・障害とニーズ・個人への介入・環境への介入
	5 地域及びリカバリー概念を基盤としたリハビリテーションの意義	<ul style="list-style-type: none">・リカバリー概念・ストレングスモデル・地域を基盤とした精神障害リハビリテーションの意義
②精神障害リハビリテーションの構成及び展開	1 精神障害リハビリテーションの対象	
	2 チームアプローチ	<ul style="list-style-type: none">・多職種連携
	3 精神障害リハビリ	<ul style="list-style-type: none">・ケースの発見

	テーションのプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価
	4 精神障害リハビリテーションにおける精神保健福祉士の役割	
③精神障害リハビリテーションプログラムの内容と実施機関	1 医学的リハビリテーションプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・認知行動療法 ・行動療法 ・作業療法 ・健康自己管理のプログラム ・依存症回復プログラム ・デイ・ケアプログラム ・実施機関（精神科病院、精神保健福祉センター等）
	2 職業的リハビリテーションプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・就労準備プログラム ・援助付雇用プログラム ・IPS モデル ・復職支援プログラム ・就労定着プログラム ・実施機関（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等）
	3 社会的リハビリテーションプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・社会生活技能訓練 ・心理教育プログラム ・WRAP ・生活訓練プログラム ・地域移行プログラム ・実施機関（生活訓練事業所、地域活動支援センター、共同生活援助、保護観察所等）
	4 教育的リハビリテーションプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育プログラム ・障害学生支援プログラム ・実施機関（特別支援学校、放課後等デ

		(イ)サービス、児童発達支援等)
	5 家族支援プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・家族心理教育 ・家族による家族支援プログラム ・実施機関（セルフヘルプグループ等）
(4)精神障害リハビリテーションの動向と実際	1 精神障害当事者や家族を主体としたりハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポートグループとピア活動 ・ピアスタッフ ・家族による家族支援 ・当事者プログラム
	2 依存症のリハビリテーション	

[教員の要件]

(ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(エ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

18 精神保健福祉制度論（30）

ねらい（目標）
①精神障害者に関する法制度の体系について理解する。
②精神保健福祉法、医療観察法等の医療に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。
③生活支援に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。
④生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の経済的支援に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。
⑤障害者に関する法制度を適切に活用でき、法制度の限界と課題について考えることができる。

教育に含むべき事項（内容）

教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
①精神障害者に関する制度・施策の理解	1 精神障害者に関する法律の体系	
②精神障害者の医療に関する制度	1 精神保健福祉法の概要と精神保健福祉士の役割	<ul style="list-style-type: none">・入院形態・入院の方法（移送制度等）・人権擁護（退院請求、精神医療審査会、指定医制度）・精神保健福祉法における精神保健福祉士の役割（退院後生活環境相談員等）
	2 医療観察法の概要と精神保健福祉士の役割	<ul style="list-style-type: none">・審判・処遇の流れ・処遇の内容・精神保健参与員の役割・社会復帰調整官の役割・医療観察法における精神保健福祉士の役割
	3 精神障害者の医療に関する課題	<ul style="list-style-type: none">・非自発的入院・意思決定支援・家族等の同意・アウトリーチ・精神科救急・地域移行、地域定着

		・医療観察法の課題
③精神障害者の生活支援に関する制度	1 相談支援制度と精神保健福祉士の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援制度の概要 ・相談支援制度における精神保健福祉士の役割
	2 居住支援制度と精神保健福祉士の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援制度の概要 ・居住支援における精神保健福祉士の役割
	3 就労支援制度と精神保健福祉士の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援制度の概要 ・就労支援における精神保健福祉士の役割
	4 精神障害者の生活支援制度に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援制度における課題 ・居住支援における課題 ・就労支援における課題
④精神障害者の経済的支援に関する制度	1 生活保護制度と精神保健福祉士の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の概要 ・生活保護制度における精神保健福祉士の役割
	2 生活困窮者自立支援制度と精神保健福祉士の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度の概要 ・生活困窮者自立支援制度における精神保健福祉士の役割
	3 低所得者対策と精神保健福祉士の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金貸付制度 ・無料定額診療所 ・無料定額宿泊所 ・求職者支援制度 ・法律扶助 ・災害救助等 ・低所得者対策における精神保健福祉士の役割
	4 精神障害者の経済的支援制度に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の生活実態から見える経済的支援の課題 ・無年金問題 ・生活保護被保護者の地域移行の課題

[教員の要件]

(ア) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者

- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (エ) 国の行政機関又は地方公共団体の職務経験を有する者であって、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者
- (オ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

19 ソーシャルワーク演習（30）

ねらい	教育に含むべき事項
<p>①ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。</p> <p>②ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。</p> <p>③ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。</p> <p>④ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。</p>	<p>個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p> <p>①自己覚知 ・自己理解と他者理解</p> <p>②基本的なコミュニケーション技術 ・言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約等） ・非言語技術（表情、態度、身振り、位置取り等）</p> <p>③基本的な面接技術 ・面接の構造化 ・場の設定（面接室、生活場面、自宅等） ・ツールの活用（電話、e-mail等）</p> <p>④ソーシャルワークの展開過程 事例を用いて、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア <p>⑤ソーシャルワークの記録 ・支援経過の把握と管理</p> <p>⑥グループダイナミクスの活用 ・グループワークの構成（グループリーダー・コリーダー・グループメンバー）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワークの展開過程(準備期・開始期・作業期・終結期) ⑦プレゼンテーション技術 ・個人プレゼンテーション ・グループプレゼンテーション
--	--

[教員の要件]

(ア) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者

(ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(エ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(オ) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ト(4)に規定する講習会(以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。)において、当該科目的指導に係る課程を修了した者

(カ) 指定規則第5条第1号ト(4)に規定する講習会(以下「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」という。)を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

(キ) 学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号)による改正前の学校教育法第58条第7項の助教授の職にあった者は、(ア)から(エ)までの規定の適用については准教授の職にあった者とみなすこと。

20 ソーシャルワーク演習（専門）（90）

ねらい	教育に含むべき事項
<p>①精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人の状況や困難、また希望を的確に聞き取り、とりまく状況や環境を含めて理解してソーシャルワークを開拓するための精神保健福祉士の専門性（知識、技術、価値）の基礎を獲得する。</p> <p>②精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための諸制度、サービスについて、その概念と利用要件や手続きを知り、援助に活用できるようになる。</p> <p>③精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための関係機関や職種の役割を理解し、本人を中心とした援助を開拓するチームが連携する際のコーディネート役を担えるようになる。</p> <p>④精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人を取り巻く環境や社会を見渡し、こうした人々への差別や偏見を除去し共生社会を実現するための活動を精神保健福祉士の役割として認識し、政策や制度、関係行政や地域住民にはたらきかける方法をイメージできるようになる。</p> <p>⑤精神保健福祉士として考え、行動するための基盤を獲得し、職業アイデンティティを構築する意義を理解できる。</p>	<p>以下の内容についてはソーシャルワーク実習（専門）を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。</p> <p>以下の①から④に掲げる事項を組み合わせた精神保健福祉援助の事例（集団に対する事例を含む。）を活用し、精神保健福祉士としての実際の思考と援助の過程における行為を想定し、精神保健福祉の課題を捉え、その解決に向けた総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。すべての事例において、精神保健福祉士に共通する原理として「社会的復権と権利擁護」「自己決定」「当事者主体」「社会正義」「ごく当たり前の生活」を実践的に考察することができるよう指導すること。</p> <p>①領域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関（入院病棟、外来、訪問、デイ・ケア、精神科以外の診療科を含む病院、診療所） ・障害福祉サービス事業所（相談支援、就労支援、生活訓練、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、地域生活支援等） ・行政機関・社会福祉協議会（精神保健福祉センター、保健所、市町村、ハローワーク等） ・高齢者福祉施設（地域包括支援センター、介護療養型施設、生活施設等） ・教育機関（学校、教育委員会） ・司法（刑務所、矯正施設、保護観察所等） ・産業・労働（一般企業、EAP 機関等） ・児童（児童相談所、児童養護施設等） ・合議体（退院支援委員会、精神医療審査会、障害支援区分認定審査会、自立支援協議会、契約締結審査会、医療観察法審判期日等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他（独立開業等） <p>②課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的排除、社会的孤立 ・受診・受療、課題発見 ・退院支援、地域移行支援 ・地域生活支援 ・自殺対策 ・ひきこもり支援 ・児童虐待への対応 ・アルコール依存、薬物依存、ギャンブル依存等の予防や回復 ・家族支援 ・就労（雇用）支援 ・職場ストレス、リワーク支援 ・貧困、低所得、ホームレス支援 ・災害被災者、犯罪被害者支援、触法精神障害者支援 ・その他 <p>③法制度・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・障害者基本法、障害者総合支援法 ・障害者差別解消法、障害者虐待防止法 ・医療観察法 ・生活保護制度、障害年金制度、各種手当 ・障害者雇用促進法、労働安全衛生法 ・介護保険法、老人福祉法、高齢者虐待防止法 ・児童福祉法、児童虐待防止法 ・アルコール健康障害対策基本法 ・刑の一部執行猶予制度、覚せい剤取締法等 ・自殺防止対策基本法 ・当事者活動（自助グループ、ピアサポート） ・その他（居住支援制度、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度等） <p>④援助技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワークの過程を通した援助（ケースの発見、インテーク、アセスメント、プラ
--	--

	<p>ンニング、支援の実施、モニタリング、支援の終結と事後評価、アフターケア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別面接 ・グループワークの展開 ・ケア会議や関係者会議のコーディネートとマネジメント ・リハビリテーションプログラムの実施（行動療法、作業療法、回復支援プログラム） ・アウトリーチ、コミュニティソーシャルワークの展開 ・社会福祉調査の実施、計画策定、評価、資源創出、政策提言 ・普及啓発活動、人材育成（住民への啓発、ボランティア養成、実習生指導） ・記録（個別支援記録、公文書作成、業務（日誌・月報等）の記録、スーパービジョンのためのレポート作成等） ・その他
--	--

〔教員の要件〕

- (ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）及びこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- (ウ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- (エ) 指定規則第5条第1号ト(4)に規定する講習会（以下「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」という。）を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者
- (オ) 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）による改正前の学校教育法第58条第7項の助教授の職にあった者は、(ア)から(エ)までの規定の適用については准教授の職にあった者とみなすこと。

21 ソーシャルワーク実習指導（90）

ねらい	教育に含むべき事項
<p>①ソーシャルワーク（精神保健福祉士）実習の意義について理解する。</p> <p>②精神疾患や精神障害のある人のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。</p> <p>③ソーシャルワーク（精神保健福祉士）実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉士が行うソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。</p> <p>④精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>⑤具体的な実習体験を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</p>	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導</p> <p>ア ソーシャルワーク実習とソーシャルワーク実習指導における個別指導及び集団指導の意義</p> <p>イ 精神保健医療福祉の現状（利用者理解を含む。）に関する基本的な理解</p> <p>ウ 実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解</p> <p>エ 精神疾患や精神障害のある当事者の語りに触れる体験</p> <p>オ 現場体験学習及び見学実習</p> <p>カ 実習先で必要とされる精神保健福祉士としてのソーシャルワークに係る専門的知識と技術に関する理解</p> <p>キ 精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解</p> <p>ク 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解（精神保健福祉士法及び個人情報保護法の理解を含む。）</p> <p>ケ 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解</p> <p>コ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成</p> <p>サ 巡回指導（訪問指導、スーパービジョン）</p> <p>シ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成</p> <p>ス 実習の評価全体総括会</p>

〔教員の要件〕

(ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）及びこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、精神保健福

祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者

(ウ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(エ) 指定規則第5条第1号ト(4)に規定する講習会（以下「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」という。）を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

(オ) 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）による改正前の学校教育法第58条第7項の助教授の職にあった者は、(ア)から(エ)までの規定の適用については准教授の職にあった者とみなすこと。

22 ソーシャルワーク実習（210）

ねらい	教育に含むべき事項
<p>①ソーシャルワーク実習を通して、精神保健福祉士としてのソーシャルに係る専門的知識と技術の理解に基づき精神保健福祉現場での試行と省察の反復により実践的な技術等を体得する。</p> <p>②精神疾患や精神障害、メンタルヘルスの課題をもつ人びとのおかれている現状に関する知識をもとに、その生活実態や生活上の課題についてソーシャルワーク実習を行う実習先において調査し具体的に把握する。</p> <p>③実習指導者からのスーパービジョンを受け、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>④総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p>	<p>①学生は、精神科病院等の病院での実習において、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <p>ア 受診前や入院時又は急性期の患者及びその家族への相談援助 イ 退院又は地域移行・地域定着支援に向けた、患者及びその家族への相談援助 ウ 入院患者と外来患者及びそれらの家族への多職種連携による支援 エ 病院外の関係機関・団体及び地域住民との連携を通じたソーシャルワーク</p> <p>②学生は、精神科診療所での実習において患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <p>ア 受診前や治療中の患者及びその家族への相談援助 イ 日常生活や社会生活上の問題に関する、患者及びその家族への相談援助 ウ 外来患者及びそれらの家族への多職種連携による支援 エ 地域の精神科病院や関係機関・団体及び地域住民との連携を通じたソーシャルワーク</p> <p>③学生は、障害福祉サービス事業所や行政機関等、及び精神科病院等の医療機関の実習を通して、次に掲げる事項をできる限り経験し、実習先の実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>ア 利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体・住民やボランティア等との基本的</p>

	<p>なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成</p> <p>イ 利用者理解と相談支援ニーズの把握及び相談支援計画の作成</p> <p>ウ 利用者やその関係者（家族・友人・近隣住民等）との相談支援関係の形成</p> <p>エ 利用者やその関係者（家族・友人・近隣住民等）への権利擁護及び相談支援（エンパワメントを含む。）とその評価</p> <p>オ 精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする相談支援におけるチームアプローチへの参加</p> <p>カ 精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務の意味の考察と遵守</p> <p>キ 施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定の遵守と組織の一員としての役割と責任への自覚</p> <p>ク 施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の観察</p> <p>ケ 当該実習先が地域社会で果たす役割の考察と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発場面の観察</p> <p>コ 実習先施設・機関や所属地域における精神保健福祉向上のための課題発見と政策提言に関する考察</p> <p>サ 実習体験及び学習成果の考察と記述、プレゼンテーション 実習総括と精神保健福祉士としての学習課題の明確化、及び研鑽計画の立案</p> <p>4 学生は、実習体験と考察を記録し、実習指導者によるスーパービジョンと、ソーシャルワーク実習指導担当教員による巡回指導及び帰校日指導等を通して、実習事項について個別指導や集団指導を受ける。</p> <p>5 実習指導担当教員は、巡回指導等を通して</p>
--	---

	実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。
--	---

〔教員の要件〕

- (ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）及びこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- (ウ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- (エ) 指定規則第5条第1号ト(4)に規定する講習会（以下「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」という。）を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者
- (オ) 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）による改正前の学校教育法第58条第7項の助教授の職にあった者は、(ア)から(エ)までの規定の適用については准教授の職にあった者とみなすこと。